



1993年2月5日

関東信越税理士会
会長 平田公敏 殿

全国青年税理士連盟
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12
代々木リビン 303号室
会長 益子 良 達

申入書

時下、貴会におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。又、日頃は当連盟の活動に深いご理解を賜りまして、ありがとうございます。

貴会では昨年につき、税務援助の一貫として、本年も個人の確定申告時期に会員の事務所における還付申告無料税務相談（以下、在宅還付相談と言います）を、昨年よりも拡大したかたちで実施しようとしております。

この確定申告時期における無料税務相談は、税理士法が税務についてはその性質に鑑み、税理士の独占業務であると規定していることの反面として、同法第49条の2が税理士会に、税理士に税務の依頼のできない経済的資力の乏しい零細所得者に対する援助業務の一貫として行うことを要請していることから、税理士会が会の事業として実施しているものです。

このことから、税理士会が主催する無料税務相談に還付申告者が対象となり得るのかの問題が残ります。（当連盟の1992年2月8日付、質問書をご参考下さい。）

そして、このこと以外にも在宅還付相談の制度は、税理士会が行う援助業務本来のあり方からは下記のような問題点をもつ制度と思われれます。

よって、貴会におかれまして、在宅還付相談の実施を取りやめられますよう、申し入れ致します。

記

1. 税理士法及び貴会会則違反の問題

個人の確定申告時期における無料税務相談は、経済的資力の乏しい零細所得者に対して、税理士会が援助すべきであるとの趣旨の下に、税理士法第49条の2第2項第八号の要請から、貴会においても、会則第3条の事業の一つに掲げ、実施されてきたのもです。

よって、当該事業の主体は貴会であり、貴会所属の会員である税理士個人ではありません。

しかし、在宅還付相談は各税理士の個人事務所で行われるため、不測の事故が生じた場合に、当該事業の主体者である貴会がその場において何ら対処できません。

よって、在宅還付相談は実質的に税理士個人が事業主体となり行うこととなるので、当該在宅還付相談は税理士法が第49条の2で税理士会の事業として要請している趣旨、及び貴会会則第3条違反の恐れがあります。

2. 日本税理士会連合会会則違反の問題

日本税理士会連合会は会則第66条第2項において、「税務援助は税理士会の会員の業

務を侵害することのないよう実施しなければならない。」と規定しております。

しかし、この在宅還付相談は税理士個人の事務所で税理士の業務と隣り合わせて行われることから、当然、当該税理士の業務に支障をきたす恐れがあります。

さらに、不測の事故が生じた場合に、当該事業の主体者である貴会が、その場において何ら対処できないことから、税理士個人に過大な負担と責任を負わすことになるものであることは明らかです。

よって、当該制度は日本税理士会連合会会則第66条第2項及び第69条第1項違反の恐れがあります。

3. 守秘義務違反の問題

税務情報は納税者にとって、最も重要な個人のプライバシーの一つです。そのため、税理士法は税理士の資格に制限を設け、かつ、守秘義務を課しているのです。

しかし、在宅還付相談は税理士個人の事務所で、不特定多数の相談者を相手として、税理士の日常業務と隣り合わせて行われるものであることから、当該税理士の関与先である納税者の税務情報が漏洩する可能性をもつ制度です。それは、当該税理士にしてみれば、税理士法第38条違反の恐れのある制度です。

4. 自治権の確立について

税理士会は自治権の確立のため、過去の税理士法の「改正」に際して、又、現在においても、様々な活動を行っておりますが、残念ながら現在に至っても、自治権が確立されてはおりません。

しかしながら、在宅還付相談のような法令・会則違反の問題をもつ事業を、税理士会が会の事業として行っているようでは、税理士会の自治権の確立以前の問題として、税理士会の自治能力自体が問われかねなものであると思われま

よって、税理士会の自治権の確立の観点からは、当該事業を実施していることが、大きな障害の一因になるものと思われま

以上



1993年2月5日

日本税理士会連合会
会長 片岡輝昭 殿

全国青年税理士連盟
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12
代々木リビン 303号室
会長 益子 良

申入書

時下、貴会におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。又、日頃は当連盟の活動に深いご理解を賜りまして、ありがとうございます。

関東信越税理士会（以下、関東信越会といいます）では昨年に続き、税務援助の一貫として、本年も個人の確定申告時期に会員の事務所における還付申告無料税務相談（以下、在宅還付相談と言います）を、昨年よりも拡大したかたちで実施しようとしております。

この確定申告時期における無料税務相談は、税理士法が税務についてはその性質に鑑み、税理士の独占業務であると規定していることの反面として、同法第49条の2が税理士会に、税理士に税務の依頼のできない経済的資力の乏しい零細所得者に対する援助業務の一貫として行うことを要請していることから、税理士会が会の事業として実施しているものです。

このことから、税理士会が主催する無料税務相談に還付申告者が対象となり得るのかの問題が残ります。（当連盟の1992年2月8日付、要望書ご参照下さい。）

そして、このこと以外にも在宅還付相談の制度は、税理士会が行う援助業務本来のあり方からは下記のような問題点をもつ制度と思われれます。

よって、貴会におかれまして、税理士法第49条の12並びに貴会会則第68条及び第69条に基づき、関東信越会に対して、在宅還付相談の実施を取りやめることを指導されますよう、申し入れ致します。

記

1. 税理士法及び関東信越会会則違反の問題

個人の確定申告時期における無料税務相談は、経済的資力の乏しい零細所得者に対して、税理士会が援助すべきであるとの趣旨の下に、税理士法第49条の2第2項第八号の要請から、関東信越会においても、同会の会則第3条の事業の一つに掲げ、実施されてきたものです。

よって、当該事業の主体は関東信越会であり、同会所属の会員である税理士個人ではありません。

しかし、在宅還付相談は各税理士の個人事務所で行われるため、不測の事故が生じた場合に、当該事業の主体者である関東信越会が、その場において何ら対処できません。

よって、在宅還付相談は実質的に税理士個人が事業主体となり行うこととなるので、当該在宅還付相談は税理士法が第49条の2で税理士会の事業として要請している趣旨、及び関東信越会会則第3条違反の恐れがあります。

2. 日本税理士会連合会会則違反の問題

貴会は会則第66条第2項において、「税務援助は税理士会の会員の業務を侵害することのないよう実施しなければならない。」と規定しております。

しかし、この在宅還付相談は税理士個人の事務所で税理士の業務と隣り合わせて行われることから、当然、当該税理士の業務に支障をきたす恐れがあります。

さらに、不測の事故が生じた場合に、当該事業の主体者である関東信越会が、その場において何ら対処できないことから、税理士個人に過大な負担と責任を負わすことになるものであることは明らかなです。

よって、当該制度は貴会会則第66条第2項及び第69条第1項違反の恐れがあります。

3. 守秘義務違反の問題

税務情報は納税者にとって、最も重要な個人のプライバシーの一つです。そのため、税理士法は税理士の資格に制限を設け、かつ、守秘義務を課しているのです。

しかし、在宅還付相談は税理士個人の事務所で、不特定多数の相談者を相手として、税理士の日常業務と隣り合わせて行われるものであることから、当該税理士の関与先である納税者の税務情報が漏洩する可能性をもつ制度です。それは、当該税理士にしてみれば、税理士法第38条違反の恐れのある制度です。

4. 自治権の確立について

税理士会は自治権の確立のため、過去の税理士法の「改正」に際して、又、現在においても、様々な活動を行っておりますが、残念ながら現在に至っても、自治権が確立されてはおりません。

しかしながら、在宅還付相談のような法令・会則違反の問題をもつ事業を、税理士会が会の事業として行っているようでは、税理士会の自治権の確立以前の問題として、日本税理士会連合会の自治能力自体が問われかねなものであると思われます。

よって、税理士会の自治権の確立の観点からは、当該事業を実施していることが、大きな障害の一因になるものと思われます。

以上